

はじめに

現在の保育指針を基にして、その内容がよりわかりやすく、簡潔に整理されていることと、現在の保育所が置かれている状況に対応した記述となっていて、総体として、前回の指針からの改善点を多く感じています。

今回、この保育所保育指針が告示となることは、政府の考える保育所の最低基準が保育内容も含めて明示されることとして画期的なことと思います。この保育指針の内容を細部にわたって正しく理解するためには、現在作業を開始している保育指針の解説と合わせて読むことが必要と考えますので、今回は次に示される解説に触れていただく要望も含めた見解というという形でまとめました。この見解は本協議会の副会長、常務理事、常任理事の意見を含めて会長がまとめたものです。

見解と要望

1, 時代を先取りする前方視的な内容の基盤の明示があるとよいと思います。先のヒアリングの際にも強調したように、現在という時代についての歴史的検討、国際的な検討に関する記述が欲しいと思います。その大前提からこれからの社会保育の中核にある保育所保育の在り方を述べるのが望ましいと考えています。

2, ①第3章 保育の内容には、養護と教育のそれぞれのねらいと内容という区別した観点が明確化されていますが、その内容を見て、無理な分け方をしていると感じました。保育士養成科目においても養護原理と教育原理との科目がありますが、現実はこの社会で生きている子どもの学習にどう関わるかであり、保育原理はその両原理に依拠する関わりの実践原理ではないのでしょうか。敢えて分けて観ようという意図が何を意図するものなのでしょう。本中間報告にも、養護と教育が不可分なものとして記述されていますが、言葉の上だけのこととしても、このようにねらいと内容を異なった観点で分ける作業は、幼稚園教育や小学校教育と連結する為とするならば、非現実的発想ではないのでしょうか。幼稚園と保育所での生活時間の違いや小学校との教育体制の仕組みの中での子どもの学習条件は、異なっていますから、それぞれの教育のねらいや内容は異なると考えられます。つまり保育所での保育は、養護を受けながら子どもの自立が援助されてそれが教育となり、生活の中で、遊びにおける工夫や環境の整備など、更には、養護として関わる人間関係の自発的な状況を通して教育が行われていくという考え方は、現在、幼保に関わる研究者の共通見解となっていると思います。

②ただ年長児において、領域別の発達支援の工夫をすることが、敢えて教育としてまとめられるという見解もありますが、それでも、子どもの学習内容に影響する条件分析を明示することが必要でしょう。何を学習させるための教育なのかという観点から、保育所内における領域設定に終わらず、本中間報告においても随所に詳しくふれている保護者や保育士に関わる諸留意・配慮事項と言う交流方法に関する観点や、テレビやゲームやキャ

ラクターグッズさらには携帯電話使用など現代の具体的な事項への観方も含めて、教育のねらいや内容を考えることも必要でしょう。また、教育の対象となる子どもの学習生活全体を捉えるために、家庭での生活条件との関連や、保育士というおとな側の持つ良識や倫理観などという教育条件にも触れておかなければならないでしょう。敢えてこれらを教育課程との連結を目指すという教育論を展開させようとするならば、当然、幼保とも前記の広い生活内容をも含めた考え方を採用して、「保育課程」という用語に統一すべきでしょう。また、小学校との連携も、保育所側からの資料送付のみを述べていますが、教育の連続性を見地から、日常的な小保の交流のすすめと、就学後の小学校からの報告を求める記述も必要と思います。

3, 第4章で、保育所の自己評価について詳細に書かれたことを歓迎しますが、第三者評価の必要性についても述べる必要があると思います。つまり自己認知の社会化による保育所機能の向上を目指すからです。いま、誤った方向に進んでいる第三者評価システムを正し、自己評価を検討する専門的な第三者のチェックの必要性を強調することによって、理事長、園長、主任保育士など管理職の独善的な、強制的な方向に進む状況にある保育所群について社会化の道を開く必要があると思うからです。自己評価の公表が手前味噌にならないようなチェック機構の整備を国が全国統一的に図るべきでしょう。更に保護者からの苦情の受付や対応についても触れて欲しいと思います。特に、保育計画と評価に関しては、plan-do-see-checkの原理を採用していますが、これはどのように公的なチェックが出来るかを示して欲しいと思います。

4, 第6章の保護者に対する支援において、保育士の専門性を示す上で、子どもの最善の利益を守らなければならない立場が明らかになる内容と、それに関連して保護者への保育にかかわる指導の意味の具体的な姿勢の明言化を求めます。この報告では、保護者への適切な支援という用語が用いられていますが、その内容が推測できかねるのです。個々に保育士並びに保育所の専門性が問われる方法論が書き込まれていないと意味が弱くなると思います。それを解説に加えることを期待しています。特に本報告では、家庭養育の補完という優れた意味を持つ概念を用いなくした以上、現在、虐待などが急増してきている多問題化している家庭内の生活への対処を求めることをはじめとして、家庭内への子どもの発達・発育にかなった子どもの心身の健康を計る介入方法の明示が必要でしょう。これこそ保育士の保育に関わる保護者への指導と考えますが、信頼関係を前提としつつも保護者の自己決定や主体性の重視の強調に終わるようにも読まれかねない記述であると思います。すなわち現在、全体的に子どもにとって、社会や家庭が子どもにとって良くない環境であることに注目しての家庭生活の介入という意味も含まれる保育所の専門性が求められているという時代認識を持って欲しいと思います。

5, 子どもの発達に関して具体的な記述が必要だと思います。前回の指針の改定作業においても述べられたことですが、「暖かな」とか「豊かな」という希望や理想的な美しい言葉のみでなく、一見大人が悪いと決めつける子どもの言動にも発達としての証しとなるものがあるからです。例えば、大人の目には悪く見える「自己主張」や「わがまま」「仲間

同士のトラブル」「悪い言葉」「ゲームなどのズル」と決めつけてすぐに叱ると言うことではなく、その積極的意義の分かる保育士となって欲しいし、保育所の集団生活が、子どもたちの自律心、自立心や、仲間同士の自浄作用などを引き出す良い機会となるようにしたいのです。一部の叱ることが多い保育士について、OJTやOFFJTにおいてよく発達心理の学習を実地に行えるように強調して欲しいと思います。

6, また深刻ないじめにつながるような事をする個人や数人の集団に関して、注意して意識させることが必要です。他人の欠点や弱いところを探し、攻撃することで自己満足する子どもとその家族への何らかの関わりを持つことで、幼児期のいじめ予防の効果が期待されるからです。また、いじめの対象になりやすい障害児への保育の意義は、記述してある本人やその家族のみの配慮に終わらせず、障害を有しない他の子どもやその保護者に対しても保育所という集団全体での障害児への対応について理解を深めるというノーマライゼーションを実現していくことが必要だと思うのです。

7, 告示となった保育指針に述べられている保育内容を実施する上での公的責任があると考えています。そのためには、以下のことを付加して欲しいと思います。

- ①このような保育所保育の実現を図るための費用を公的に保障すること。
- ②保育士の質の向上のために免許更新制をはかること
- ③保育所長の資格制を検討すること
- ③保育士養成校のカリキュラムに関して、本保育指針の公示にあわせて、速やかに改正をはかること。例えば「保護者への指導論」「地域福祉論」「保育士論」などが必要だという考えも出ているので、全体的な見直しが必要と考えます。